

PRTR 法全国説明会

～ 新しい化学物質管理と環境保全のしくみ・東京会場～

環境庁環境保健部環境安全課

本年7月、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するための新しい法律である「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が公布されました。これにより、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握するPRTR（Pollutant Release and Transfer Register）が制度化されることになりました。

PRTRは、これまでの規制的手法と異なる新しい考え方に基づいた制度です。環境庁では通商産業省と共催で、全国8箇所で説明会を開催し、事業者、行政担当者および一般の方々に広くこのPRTR制度を盛り込んだ新しい法律をご紹介しますとともに、環境庁で実施してきたパイロット事業の成果、事業者による自主管理の進め方などについてお話しすることにしました。ぜひご参加ください。

説明内容

1. PRTR 法について

公布されたPRTR法の概要としくみについてご説明します。

2. PRTR パイロット事業の概要

平成10年度に実施したパイロット事業の結果などについてご紹介します。

3. 事業者による化学物質の自主管理とPRTR

事業者によるレスポンシブルケアなどの化学物質の自主管理とPRTRへの対応についてご説明します。

4. 質疑応答

開催日時： 平成11年11月8日(月)14:00～17:00

会場： 日本教育会館一ツ橋ホール 定員882名

対象： どなたでもご参加いただけます。

参加費： 無料

申込み： 11月2日(火)(先着順)までに、裏面の申込用紙にてFAXまたは郵送で下記までお申し込みください。定員に達ししだい締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

(社)環境情報科学センター

Tel. 03-3265-3916 Fax. 03-3234-5407

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-24

主催： 環境庁、通商産業省

協力： (社)環境情報科学センター

本件に関するお問い合わせ先

環境庁環境保健部環境安全課

Tel. 03-3581-3351 内6358

Fax. 03-3580-3596

社団法人 環境情報科学センター

Tel. 03-3265-3955

Fax. 03-3234-5407

PRTRとは？

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、その環境中への排出量や廃棄物に含まれ事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握して行政に報告し、行政がそれ以外の発生源からの排出量の推計値と併せてデータを集計し、公表する仕組みです。

これにより、行政は、対象物質の環境への排出の全貌を把握して国レベルや地域レベルでの化学物質に関する環境保全対策に活用することができ、事業者は、化学物質の自主的な管理に役立てることができ、また国民は、化学物質の環境リスクに関して理解を深めることができます。

PRTRは、国際的にも、化学物質の環境リスク管理のための新しい手法として注目されています。

PRTR パイロット事業とは？

環境庁では、わが国にふさわしいPRTRの構築をめざし、その準備として、問題点の整理、関係者の理解の促進を図るため、平成9年度よりパイロット事業を実施しています。平成10年度は、神奈川県(湘南地域)、愛知県(西三河地域)、川崎市および北九州市で実施され、平成11年度は、北海道、宮城県、東京都、新潟県、岐阜県、兵庫県、広島県、山口県、仙台市を加えた13自治体での実施が予定されています。

会場案内

日本教育会館一ツ橋ホール

東京都千代田区一ツ橋 2-6-2

地下鉄都営新宿線・都営三田線・営団半蔵門線神保町駅 A1 出口徒歩 3 分、A8 出口徒歩 5 分
地下鉄営団東西線竹橋駅 1b 出口徒歩 5 分
地下鉄都営新宿線・営団東西線九段下駅 6 番出口徒歩 7 分

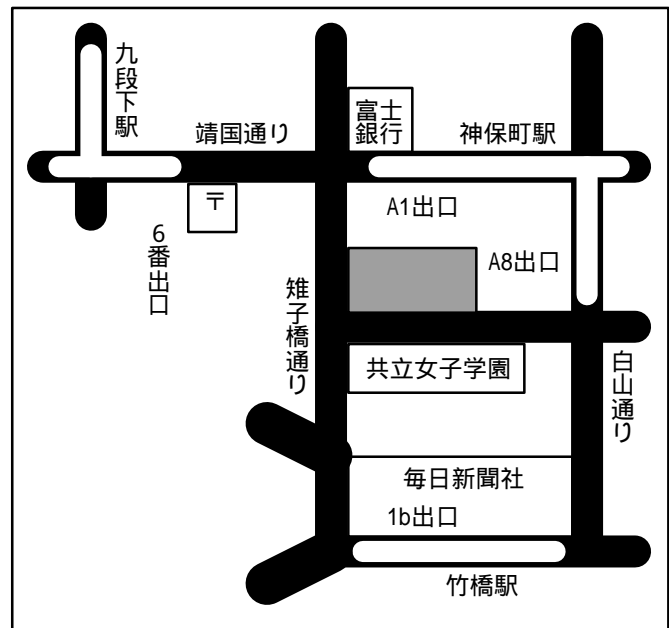
本件に関するお問い合わせ先

環境庁環境保健部環境安全課

Tel. 03-3581-3351 内 6358 Fax. 03-3580-3596

社団法人 環境情報科学センター

Tel. 03-3265-3955 Fax. 03-3234-5407



PRTR 法全国説明会 申込用紙

| | | |
|--------------|-------------|------|
| フリガナ お名前 | 東京会場(11月8日) | |
| ご所属(会社名・団体名) | (部署) | (役職) |
| ご連絡先 〒 | | |
| Tel. () | Fax. () | |